

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルについて

厚生連滑川病院

当院では、保険調剤薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の業務負担軽減のため、院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルを運用し、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医への同意の確認を不要とする。

(1) 患者さんのアドヒアランス向上のための薬剤の一包化

患者希望及びアドヒアランスの向上が見込まれ、治療上必要性があると判断されるものに対し一包化調剤を行うこと。

*抗がん薬及びコメントに「一包化不可」とある場合は除く

*必ず患者に説明（服用方法、患者負担額）後、同意を得て調剤する。

(2) 患者さんのアドヒアランス向上のための剤形変更

錠剤→OD錠への変更、錠剤の粉碎指示→同一成分の散剤、DS剤への変更

*用法・用量、効能・効果が変わらない場合のみ可

*軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可

*散剤→錠剤、錠剤→散剤の変更は不可（疑義照会にて変更）

*貼付剤：パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤の変更は不可（疑義照会にて変更）

*処方箋の薬品コメントに含有規格変更不可及び剤形変更不可の記載がある場合は変更不可

(3) 規格変更

内服薬：5mg 2錠→10mg 1錠、10mg 0.5錠→5mg 1錠 等

軟膏、クリーム剤：軟膏 5g 2本→10g 1本、10g 1本→5g 2本への変更

(4) 残薬確認に伴う減数調剤

院外処方箋に「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがない場合で、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合、投与日数を減じて調剤できるものとする（外用剤の本数変更も含む）。残薬の持ち込みによる確認、あるいは患者への聞き取りを十分に行った上で減数調剤を行う。

*医療用麻薬、抗がん剤に関するものは減数調剤不可とする。

*保険診療上の不都合が生じる場合があるため、1日以上投与日数とすること（全削除は不可）。

*処方薬の追加、投与日数延長については疑義照会にて対応する。

(5) 経過措置による名称の変更

(6) 漢方薬の用法

医師の処方指示である漢方薬の食後投与は可能とする。

保険調剤薬局は、変更調剤を行った場合、変更内容を当院指定「剤形・規格変更、薬剤一包化報告書」、「減数調剤実施報告書」に記載し、診療科に FAX(076-475-7997) にて報告する。